

目 次

第1章 基本計画の考え方

- 1 策定の趣旨
- 2 性 格
- 3 期 間
- 4 基本理念
- 5 構 成
- 6 体 系

第2章 基本計画の内容

- 1 「テーマ1 人間それぞれの“個”を認め合い思いやりと
優しさを育む社会の形成」
- 2 「テーマ2 対等な社会参加で能力発揮をめざす職場
づくり」
- 3 「テーマ3 安心して暮らせるための環境と健康づくり」
- 4 計画の総合的な推進

第3章 資料編

- 1 関連用語
- 2 日本国憲法（抜粋）
- 3 男女共同参画社会基本法
- 4 北斗市男女共同参画推進条例

第1章

基本計画の考え方

- 1 策定の趣旨
- 2 性 格
- 3 期 間
- 4 基本理念
- 5 構 成
- 6 体 系

1 策定の趣旨

平成18年2月に、市の基本的施策に関し必要な事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的、かつ、効率的に推進するため、「北斗市男女共同参画推進条例」（以下「条例」という。）を制定しました。

この男女共同参画社会実現に向けた取り組みの基本的な方向性を明らかにした条例の制定を受け、この度、条例の基本理念の趣旨を基に、本市の具体的な取り組みと市民の役割及び事業者の役割を明示し、市民協働で男女共同参画を推進する計画として、「北斗市男女共同参画基本計画」（以下「計画」という。）を策定することとしました。

この計画は、「北斗市総合計画」の個別計画の性格を有し、本市の他の諸計画との調整を図りながら、北斗市男女共同参画プラン推進協議会の意見をくみ取り、それらの意向を尊重して策定したものです。

2 性 格

- (1) 条例に基づき、本市の男女共同施策を推進するうえで基本となる計画とします。
- (2) 社会情勢の変化などを踏まえた中で、国、道と緊密な連携を図り、施策を推進する計画とします。
- (3) 国の男女共同参画基本計画及び北海道男女平等参画基本計画を踏まえ、今後予想される新たな課題や本市の実態に対応した計画とします。

3 期 間

平成28年度から概ね5年間とし、国、道の経済・社会情勢等の変化に応じ、見直しについて検討します。

4 基本理念

この計画の基本理念は、条例第3条（基本理念）に定められたとおりとします。

- (1) 男女共同参画社会の形成は、男女が共に一人の自立した個人として尊厳が重んじられること、直接的にも間接的にも男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が共に社会的文化的に形成された性別にとらわれず個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならない。
- (2) 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮しなければならない。
- (3) 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者等における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行わなければならない。
- (4) 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動を行うことができるようにすることを旨として、行わなければならない。
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取り組みと密接な関係を有していることを考慮し、男女共同参画社会の形成は、国際社会における取り組みを踏まえながら行わなければならない。

5 構成

男女共同参画社会の実現を目指すため、条例に規定する5つの基本理念と、市、市民及び事業者等による主体的な活動と協働した取り組みを中心に、基本となる4つの目標を具体的な3つのテーマで推進します。

6 体 系

(1) 4つの目標

ア 目標Ⅰ 慣行の見直し

毎日の暮らしや行事の中で、男女共生の考え方を阻む根拠のないしきたりや慣わしを、自ら見直します。

イ 目標Ⅱ 意識の向上

望ましい男女共同参画社会のあり方を正しく理解し、男女共生の考え方を市民に伝えて広く浸透するようにします。

ウ 目標Ⅲ 気運の伸張

市が行う様々な施策や市民参加の機会を活用して、男女共同参画社会の実現への気運を醸成します。

エ 目標Ⅳ 平等感の育成

学校教育や社会教育の場において、男女差別のない思いやりと気づきの大切さを育みます。

上記4つの目標を推進するために、具体的な3つの推進テーマを設定します。

(2) 推進テーマ

テーマ1 人間それぞれの“個”を認め合い、思いやりと優しさを育む社会の形成

テーマ2 対等な社会参加で能力発揮をめざす職場づくり

テーマ3 安心して暮らせるための環境と健康づくり

第2章

基本計画の内容

- 1 「テーマ1 人間それぞれの“個”を認め合い、思いやりと優しさを育む社会の形成」
- 2 「テーマ2 対等な社会参加で能力発揮をめざす職場づくり」
- 3 「テーマ3 安心して暮らせるための環境と健康づくり」
- 4 計画の総合的な推進

1 「テーマ1 人間それぞれの“個”を認め合い、思いやりと

優しさを育む社会の形成」

(1) 現状と課題

「男は仕事、女は家庭」という言葉に代表される男女の役割に対する固定的な考え方は、男性、女性、それぞれが主体的に生きるための多様な選択や、能力を發揮していく上での妨げになっています。

近年、法律や制度の整備はもとより、広く社会の慣習、人々の意識についても男女共同参画の視点から検討され、変わることが求められています。

しかし、長い歴史の中で培われた古い社会の慣習・慣行は根強いものがあり、特に古いしきたり・習慣を持つ地方都市では、その固定的な考え方を急激に変化させることは難しく、今後、男女共同参画実現に向けた意識の変革が強く望まれています。

特に、男女共同参画社会の実現は、男女それぞれの人権の尊重を目指すものであり、豊かで活力ある社会を構築するためにも、緊要な課題であります。特に、女性に対するあらゆる暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を阻害する大きな要因にもなっているほか、男性にとっても、男女共同参画社会の実現は、個人の自己実現や能力の發揮など、大きな意義を持つものであり、仕事、家庭、地域におけるバランスのとれた生活への転換が必要とされていることについて理解を求め、重点的に啓発を進めることが必要となります。

男女共同参画に関する視点を反映させるためには、まず国、北海道及び近隣市町と相互に連携し、情報の共有を図ることが必要となります。

また、男女平等で対等な関係を阻害するおそれのある、あらゆる要因を的確に把握すると共に、男女共同参画に関する先進事例などの情報収集に努め、市民等へ提供することが重要であります。

一方、情報化社会の中で、情報通信技術の革新や高度化が進み、情報を享受する側も、男女が平等で対等な関係にあることの正しい理解を深めることが求められています。

そのため、人権、性の尊重、自立の意識を持つことができるよう、家庭や学校、社会などで行われる教育や学習において、個人の生き方を尊重し相互に協力し合いながら、社会や生活を支えていく心を育むことが重要であり、あらゆる機会、あらゆる場所で男女平等の視点に配慮した教育の充実が図られなければなりません。

加えて、性は人間の尊厳に関わるものであり、男女が互いの性を尊重し、性に関する科学的な知識を身につけ、人間尊重と男女平等の精神に基づく異性観を育成することが大切です。

そのためには、配偶者やパートナー等を含む全ての男女間において、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為、又は性犯罪やストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなどの根絶、性を売り物とする営業の増加や有害図書・ビデオなどの

有害環境に対して、法令に基づく適切な対応が求められています。

(2) 方 向

- ア 男女平等意識の啓発の推進
- イ 男女共生や性に関わる学校教育及び生涯学習機会の充実
- ウ 男女の人権尊重意識に立った法令等に基づく適切な性被害対策の強化

(3) 基本計画

ア 男女平等意識の啓発の推進

- (ア) 家庭、職場、地域など様々な場における慣行のうち、性別による偏りにつながるおそれのあるものについて、広くその見直しを呼びかけます。
- (イ) 「男女共同参画週間」などの多様な機会を通じ、誰もが男女平等参画の理念や社会的性別（ジェンダー）の視点についての正しい理解ができるよう、啓発を進めます。
- (ウ) 広報・出版物等において、市自らが率先して、社会的性別（ジェンダー）に配慮した描写方法を促進します。

イ 男女共生や性に関わる学校教育及び生涯学習機会の充実

- (ア) 学校教育の場における男女平等教育を推進します。
- (イ) 家庭内において固定的な性別役割分担意識を払拭し、家事、育児、介護など男女が平等に共同して担っていくという意識を醸成します。
- (ウ) 妊娠・出産という母性の重要性への認識を深めると共に、性と生殖に関する健康・利権（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の配慮がなされるよう、家庭教育等を支援する学習機会の充実に努めます。
- (エ) 性に対する正しい知識と性犯罪を撲滅するための人権教育を推進します。
- (オ) 男女共同参画の趣旨に賛同する各種団体等と連携し、啓発や研修会を通して男女共同参画の意識の高揚を図ります。

ウ 男女の人権尊重意識に立った法令等に基づく適切な性被害対策の強化

- (ア) 性や暴力表現を扱った出版物等の取扱いなどについては、法令に基づく適切な対応をし、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある社会環境の浄化を継続的に行います。
- (イ) 学校教育の場をはじめ、生涯学習などの様々な場において、インターネットなど多種多様なメディアからもたらされる情報を、主体的に判断することができる能力（メディア・リテラシー）の育成に努めます。

(ウ) 女性への暴力等に関する実態を把握し、社会的関心を喚起すると共に、相談窓口の所在等について広く周知徹底するほか、関係機関と連携し差別及び暴力を防止・対処するための体制の構築を進めます。

2 「テーマ2 対等な社会参加で能力発揮をめざす職場づくり」

(1) 現状と課題

家庭は、家族のよりどころであり、人間生活の最小の単位です。家庭の中で育まれた人間の意識は、将来にわたって社会全体の意識を形成することとなります。しかしながら、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という性別による固定的な役割分担の意識が、現在も日常生活の中には依然として根強く残り、女性だけではなく男性の生き方や行動の選択を狭めている現状があります。

家庭や職場、地域社会において、男女が平等に参画し共に責任を担うことにより、ワーク・ライフ・バランスのとれた豊かで活力のある暮らしが可能となることから、政治や経済の分野など様々な社会活動の場での女性の進出、特に政策・方針決定の場への参画が今後期待されています。

家庭においては、核家族化に伴う世帯規模の縮小や高齢化など、家族を取り巻く環境の変化は、育児・介護機能の低下を招いています。しかも、育児や家族の介護の負担の大半は、女性が担っている現状にあります。

一方、男性は多くの時間を仕事に費やし、主に経済的責任を負っているという現状があり、このことが男性の過労死やリストラ等による自殺の要因とも言われています。

このため、現在の家族形態の多様化等、社会状況の変化に対応していく方策として、年齢、性別等に関わらず全ての人が社会へ参画することが求められています。

そこで、職場においてその能力を十分に発揮し、自分らしい快適で実りある生活を送るためには、趣味やボランティアなどの社会性のある活動に参加することが重要となってきます。

また、町内会・自治会などの行事には、意志決定をする過程から参画することで、防犯・災害・交通安全等、あらゆる分野において男女のニーズに複合した対策が講じられ、安全・安心な街づくりの形成や地域の連帯を深めることにも繋がることから、あらゆる分野・地域活動へ男女を問わず積極的に参加できる環境づくりが必要となります。

(2) 方 向

- ア 男女共同参画社会づくりに関わる法令等の周知徹底
- イ 市及び事業者等の政策・方針決定過程への女性参画の拡大
- ウ 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進
- エ 地域社会における男女共同参画の促進

(3) 基本計画

- ア 男女共同参画社会づくりに関わる法令等の周知徹底
 - (ア) 男女共同参画社会づくりにかかわる法令等の周知を図ります。

(イ) 様々な社会活動の場において、全ての人が自らに保障された法律上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について、正確な知識を得られる「法識字」の推進を図る必要があります。

イ 市及び事業者等の政策・方針決定過程への女性参画の拡大

(ア) 市の条例や規則などによって置かれている審議会や委員会において、積極的に女性の参画を推進します。

(イ) 市職員については、地方公務員法に定める平等取扱の原則と成績主義の原則に基づきながら、女性の採用の拡大を図り、登用等を促進します。

(ウ) 事業者等の方針決定過程への女性の参画について、企業や民間団体等に情報の提供や協力要請を行うとともに、啓発等を通じて社会的気運の醸成を図ります。

ウ 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

(ア) 男女雇用機会均等法の履行確保を図るため、事業者等に対し法の啓発や情報の提供などを積極的に行います。

(イ) 男女労働者間の格差を解消するために、事業者等に対して雇用格差の積極的改善措置を進めるよう働きかけます。

エ 地域社会における男女共同参画の促進

(ア) スポーツ活動、文化活動、趣味・娯楽、ボランティア活動、レクリエーション活動など、人間が生涯にわたって豊かに生きていくための活動の場の提供と環境の整備・充実を図ります。

(イ) 町内会・自治会への加入を促進し、あらゆる家庭の男女が地域に参画することを推進します。

3 「テーマ3 安心して暮らせるための環境と健康づくり」

(1) 現状と課題

昨今、夫婦と子どものみで構成される核家族世帯は、増加の一途をたどる一方、男性の積極的な子育て参加が進んでいない状況などから、母親が抱える育児や子育ての不安感が募り、心理的・身体的な負担が高まっています。

また、女性が仕事と家庭を両立するにあたり、仕事と生活が密着していることや、性別による固定的役割分担の意識が反映されてか、女性によっては仕事のほかに家事や育児も担うことから、多様なライフスタイルに対応した生活支援体制を充実していかなければなりません。

子育てについては、社会全体の取り組みとしての支援体制を構築し、仕事との両立や子育てにかかる負担感を軽減し、安心して子育てをし、そして働くことができる環境の整備を進める必要があります。

また、女性が仕事と育児・介護の両立を可能とするためにも、育児・介護休業取得の促進を図らなければなりません。

人間の一生において、一人ひとりが社会と繋がりを持ち、自立した生活者として人間らしい人生を送るためには、「必要な人に必要なサービス」が、「必要なときにくま無く提供」されるような支援体制が望まれます。

現在、団塊の世代が高齢期を迎え、本格的な高齢社会に移行する中で、高齢期を安心して生き生きと輝いて暮らせる福祉社会の建設は、全ての人の願いです。男女それぞれが生涯にわたって生活機能を維持・向上させるとともに、すべての高齢者の生活を地域全体で支える体制づくりが求められています。

介護については、家族形態の変化により、かつてのように家族だけで対応することは困難であるために、社会的・職業的に認められた在宅福祉サービスや施設の利用ができるようになっていきます。

市では、各分野の福祉計画に基づいた様々なサービスを提供していますが、関係機関の連携を強め、体制の一層の充実を図って効果的なサービスを提供することはもとより、情報提供の不足からくる不満や手続きの複雑さ、分かりにくさを少しでも改善し、積極的な利用を促す工夫が求められています。

(2) 方 向

- ア 多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実
- イ 母性健康管理対策の推進
- ウ 健康保持・増進の推進
- エ 介護・看護の支援体制の充実

(3) 基本計画

- ア 多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実

(ア) 共働き家庭など留守家庭の児童に対し、放課後に適切な遊びや生活の場を

与え、その健全育成を図る、放課後児童クラブの充実に努めます。

(イ) 子育てにおいて孤立感などを抱いている、母親とその子どもが気軽に集い、情報交換や仲間づくりにより、育児不安を解消にするため子育て支援センターや子育て拠点施設などの充実に努めます。

(ウ) ひとり親家庭の児童の健全育成を図るため、母子・父子自立支援員等による適切な問題解決や社会的自立のための生活相談支援を強化します。

イ 母性健康管理対策の推進

(ア) 事業者等に対し、女性が働きながら安心して子どもを生むことができる環境を整備するよう働きかけます。

(イ) 事業者等に対し、男女が働きながら安心して子どもを育てることができるよう、育児・介護休業取得を促進します。

ウ 健康保持・増進の推進

(ア) 高齢者と障がい者が安心して生活を送ることができるよう地域全体で支え、地域の一員として生活ができるよう、地域住民などによるボランティア活動の推進に努めます。高齢者と障がい者の自立と生きがいの支援に努めます。

(イ) 老人クラブ活動への支援に努めるとともに、スポーツやレクリエーション活動を充実し、だれもが気軽に参加しやすい環境づくりを促進します。

(ウ) 健康保持の視点から、「自分の健康は、自分で守る」という意識の啓蒙を図り、健康に関わるグループづくりの支援に努めます。

エ 介護・看護の支援体制の充実

(ア) 介護負担を社会全体で支え合えるような体制づくりや各種福祉サービスの充実に努めます。

(イ) 在宅生活を支える 24 時間ケアの実現に向け、地域密着型サービスの充実に努めます。

(ウ) 保健・福祉・医療等の関係機関が連携した地域ケアシステムの構築に努めます。

(エ) 男女の介護力向上及び人材の育成に努めます。

4 計画の総合的な推進

男女共同参画社会の実現を図るためには、市民・事業者等・市が共通の認識を持ち、協働のもとで総合的、かつ、計画的に進めることが重要であり、自戒自律の精神でそれぞれの責務を果たしていかなければなりません。

しかし、求められる責務は広範囲で多岐に分かれているため、国内外の経済・社会情勢の変化を注視し総合的、かつ、効果的に推進する必要があります。

(1) 庁内推進体制

この計画に基づく各種施策を建設的に取り組むため、市民部市民課が中心となり、庁内関係部局の一体的な取り組みに努めます。

(2) 市民との協働

市内における男女共同参画の目的に賛同した団体などの自主的な取り組みに対して支援、協力を努めます。また、それらの団体と協働した中で、市民の男女共生意識の啓蒙を促進することにより、個性豊かな地域づくりに寄与することに努めます。

(3) 国、道への要望

この計画を推進するにあたり、市民との情報交流などにより、幅広い施策の中でも、必要性や効率性、そして国、道の経済・社会情勢等の変化に応じながら、優先される施策で、かつ、本市で実現が難しい問題について、国や道に対して要望し、その実現のための働きかけをします。

(4) 市民・事業者等への意識調査

市民や事業者等の男女共同参画に関する意識や実態を把握するため、男女共同参画に関する市民・事業者等の意識調査などを実施します。

第3章

資 料 編

- 1 男女共同参画関連用語
- 2 日本国憲法（抜粋）
- 3 男女共同参画社会基本法
- 4 北斗市男女共同参画推進条例

男女共同参画関連用語

1 育児・介護休業法

労働者の仕事と育児や介護を両立できるように支援するための法律です。民間事業主に対して、雇用した男女労働者から、育児や介護の申請があった場合、雇用関係を継続したまま、一定期間の休暇を与えることを認めるよう義務付けています。育児休業法は平成3年4月から施行、平成7年に「育児・介護休業法」に改正されました。育児休業は、満1歳に満たない子を養育するために最高1年。介護休業は配偶者・父母・子・配偶者の父母などで、連続3カ月を限度に1人1回の介護休業が認められています。休業期間中は、休業前賃金の40%が雇用保険から支給されることとなります。

なお、平成17年4月から、育児休業・介護休業の対象労働者が一定の対象労働者が一定の範囲の期間労働者に拡大されたほか、一定の場合の育児休業期間の延長、介護休業の要介護状態ごとの複数回取得が可能となり、また子どもの看護休暇が取得できるようになりました。

2 固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

3 ジェンダー(社会的性別)の視点

「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間は生まれつきの「生物学的性別」(セックス)があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー)と いいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

このように「社会的性別の視点」でとらえられる対象には、性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがあります。

その一方で、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあり、このようなものまで見直しを行おうとするものではありません。社会制度・慣行の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進める必要があります。

「ジェンダー・フリー」という用語を使用して、性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化を目指すこと、また、家族やひな祭り等

の伝統文化を否定することは、国民が求める男女共同参画社会とは異なります。

児童生徒の発達段階を踏まえない行き過ぎた性教育、男女同室着替え、男女同室宿泊、男女混合騎馬戦等の事例は極めて非常識なことです。また、公共の施設におけるトイレの男女別色表示を同色にすることは、男女共同参画の趣旨から導き出されるものではありません。

4 ストーカー行為

特定の人に対する好意の感情、またはその好意がかなわなかったことに対する怨念の感情により、繰り返しつきまとい、まちぶせ、押しかけや無言電話などの行為を指します。

5 セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るもののことです。また、他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動のことも指します。

職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により、当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受けるものを「対価型セクシュアルハラスメント」、当該性的な言動により女性労働者の就業環境が害されるものを「環境型セクシュアルハラスメント」と規定しています。

6 男女共同参画基本計画

男女共同参画社会基本法に基づく、国の法定計画です。

男女共同参画社会基本法は、第13条において政府が、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため社会の形成の促進に関する基本的な計画である、男女共同参画基本計画を策定しなければならないことを規定しています。また男女共同参画基本計画は、都道府県において策定は義務、市町村においての策定は任意の努力義務となっております。

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な方策を示した計画です。

7 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。

8 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号として、公布、施行されました。

9 男女共同参画週間

男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、平成 13 年度から毎年 6 月 23 日から 6 月 29 日までの 1 週間を「男女共同参画週間」を設けています。

10 配偶者からの暴力

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」（平成 16 年 6 月 2 日公布、平成 16 年 12 月 2 日施行）では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義しています。

なお、内閣府においては、対象範囲に恋人も含むより広い概念として、「夫・パートナーからの暴力」という用語を使用する場合があります。ここで「夫」という言葉を用いているのは、女性が被害者になることが圧倒的に多いからです。

ちなみに、一般的に使用されている「ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）」や「DV」は、法令等で明確に定義された言葉ではありません。

11 パートナー等

配偶者暴力防止法上では、配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者を含む）以外の、親密な関係にある男女を含めた表現として使用しています。

12 法識字(リーガル・リテラシー)

自分にどんな権利があるか、法律や関連の制度の存在を知り、その権利を行使する

ためにどのように手続きすればよいか理解する能力や、知識を使いこなすことができる能力のことです。

13 メディア・リテラシー

インターネットやテレビ、新聞などのメディアを使い、メディアの伝える情報を理解する能力のことです。また、メディアからの情報を見極める能力のことも示します。

14 ライフスタイル

生活の様式や営み方のことですが、個人の人生観や価値観、その人の習慣などを含めた生き方全般を示します。

15 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足いく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

16 ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と言われ、働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のことです。

日本国憲法（抜粋）

（昭和 21 年 11 月 3 日公布）

前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第1章 天皇

＝（中略）＝

第2章 戦争の放棄

〔戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認〕

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第3章 国民の権利及び義務

〔国民たる要件〕

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

〔基本的人権の享有〕

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

＝（中略）＝

〔個人の尊重と公共の福祉〕

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

〔平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界〕

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

＝（中略）＝

〔居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由〕

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

〔学問の自由〕

第23条 学問の自由は、これを保障する。

〔家族関係における個人の尊厳と両性の平等〕

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

[生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務]

第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

- ② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

[教育を受ける権利と受けさせる義務]

第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

- ② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

[勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止]

第 27 条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

- ② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
③ 児童は、これを酷使してはならない。

= (以下、略) =

男女共同参画基本法

(平成 11 年 6 月 23 日号外法律第 78 号)

目次

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等

に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2)前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2)前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民

の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理する

こと。

(2)前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

(3)前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(4)政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1)内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2)男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

(1)略

(2)附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定

にかかわらず、その日に満了する。

(1)から(10)まで 略

(11)男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

北斗市男女共同参画推進条例

(平成 18 年 2 月 1 日北斗市条例第 12 号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の基本的施策に関し必要な事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的かつ効率的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)男女共同参画社会 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、一人ひとりがその個性と能力を発揮する機会が確保されることにより、対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に共に参画し、責任を分かち合う社会をいう。
- (2)積極的改善措置社会のあらゆる分野における活動において、男女間の参画の機会の格差を改善するため、必要な範囲で男女の一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。
- (3)セクシュアル・ハラスメント 他の者に対し、その意に反した性的な言動を行うことにより、当該者の生活、就業等における環境を害して不快な思いをさせること又は性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えることをいう。
- (4)事業者等市内において公的機関若しくは民間又は営利若しくは非営利を問わず事業を行う者、市内会及び各種団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女が共に一人の自立した個人として尊厳が重んじられること、直接的にも間接的にも男女が性別による差別的取扱

いを受けないこと、男女が共に社会的文化的に形成された性別にとらわれず個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならない。

- 2 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮しなければならない。
- 3 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者等における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行わなければならない。
- 4 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動を行うことができるようにすることを旨として、行わなければならない。
- 5 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女共同参画社会の形成は、国際社会における取組を踏まえながら行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念に基づき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、前項の施策を推進するに当たり、市民、事業者等、国、北海道及び他の市町村と相互に連携し、協力を図るよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会について理解を深め、その実現に努めなければならない。

い。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、その事業活動を行うに当たり、男女共同参画社会について理解を深め、その実現に努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場において、性別を理由とする権利侵害や差別的扱いを行ってはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場においてセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、夫婦間を含むすべての男女間において、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

3 前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(附属機関等における積極的改善措置)

第9条 市は、その設置する附属機関等の委員等を任命する場合には、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(情報の収集及び分析)

第10条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を効果的に推進するため、男女共同参画社会の形成に関する情報の収集及び分析を行うものとする。

(普及広報活動)

第 11 条 市は、基本理念に関する市民及び事業者等の理解を深めるため、必要な普及広報活動に努めるものとする。

(公表)

第 12 条 市長は、毎年、男女共同参画社会の形成の状況及び施策の実施状況について公表するものとする。

第3章 補則

(委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。